

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

（１）計画期間

平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日まで

（２）内容

目標１ ノー残業デーの導入や働き方の工夫、意識改革などの取り組みにより、所定外労働の削減を目指す。

【対策】

平成２６年４月から

研修会などを開催し働き方の工夫や意識改革などを促進する啓発の場を設ける。

平成２７年４月から

ノー残業デーを設定する

目標２ 年次有給休暇の取得を促進する。

【対策】

平成２６年４月から

年次有給休暇取得率などのデータをもとに、取得率の向上を図る方策について検討する。

平成２７年４月から

年次有給休暇取得啓発月間の設定など、年次有給休暇の取得に対する啓蒙活動を実施する。